

平成二十四年七月十七日受領
答弁第三三〇号

内閣衆質一八〇第三三〇号

平成二十四年七月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員 馳浩君提出サイバー攻撃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出サイバー攻撃に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のサイバー攻撃（以下「今回のサイバー攻撃」という。）については、アノニマスと称する者が、著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）の内容を批判していると思われる主張とともに、サイバー攻撃を行うことを示唆する内容をウェブサイトに掲載し、その後、政党等のウェブサイトに対する閲覧要求等の大量送信が行われるなどしているものであるが、現在警察において、その事実関係の確認を行っているところであり、お尋ねの攻撃目的やアノニマスと称する者との関連性についてはお答えを差し控えたい。

二について

アノニマスと称する者が、これまでもウェブサイトにおいて様々な主張を行い、サイバー攻撃を行うなどしていると承知しているが、その実態の詳細についてはお答えを差し控えたい。

四及び五について

政府においては、政府機関の情報セキュリティを確保するための統一的な基準となる「政府機関の情報

セキユリティ対策のための統一規範」(平成二十三年四月二十一日情報セキユリティ政策会議決定)等を策定し、政府機関全体の情報セキユリティ対策の強化等を図っているほか、サイバー攻撃に対し迅速かつ的確に対処するため、各府省庁が業務において得たサイバー攻撃に係る情報を内閣官房に集約し、適時適切な情報の共有を図り、さらに、認知したサイバー攻撃の規模等に応じ、政府一体となった初動対処体制をとるなど、必要な措置をとることとしている。

今回のサイバー攻撃については、現在警察において、関係者からの協力を得つつ、事実関係の確認を行っているところであり、その結果も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

六について

政府としては、情報セキユリティの確保は、国家の安全保障や国民の社会経済活動等にとって重要な課題であると認識しており、これまでも必要な法整備や組織整備等に努めてきたところであるが、引き続き必要な対策を進めてまいりたい。